

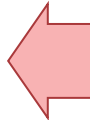
# I 地方財政を取り巻く状況

## 1 「新経済・財政再生計画」に基づく地方財政改革の取組（主なもの）

新経済・財政再生計画（H30.6.15閣議決定）

＜財政健全化目標＞  
 経済再生と財政健全化に着実に取り組み、2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す。同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すことを堅持する。

地方行財政改革：  
 「2040年頃を見据えて課題をバックキャストし、必要となる取組を実行するとともに、国・地方で基調を合わせた歳出改革や効率化に取り組む。」

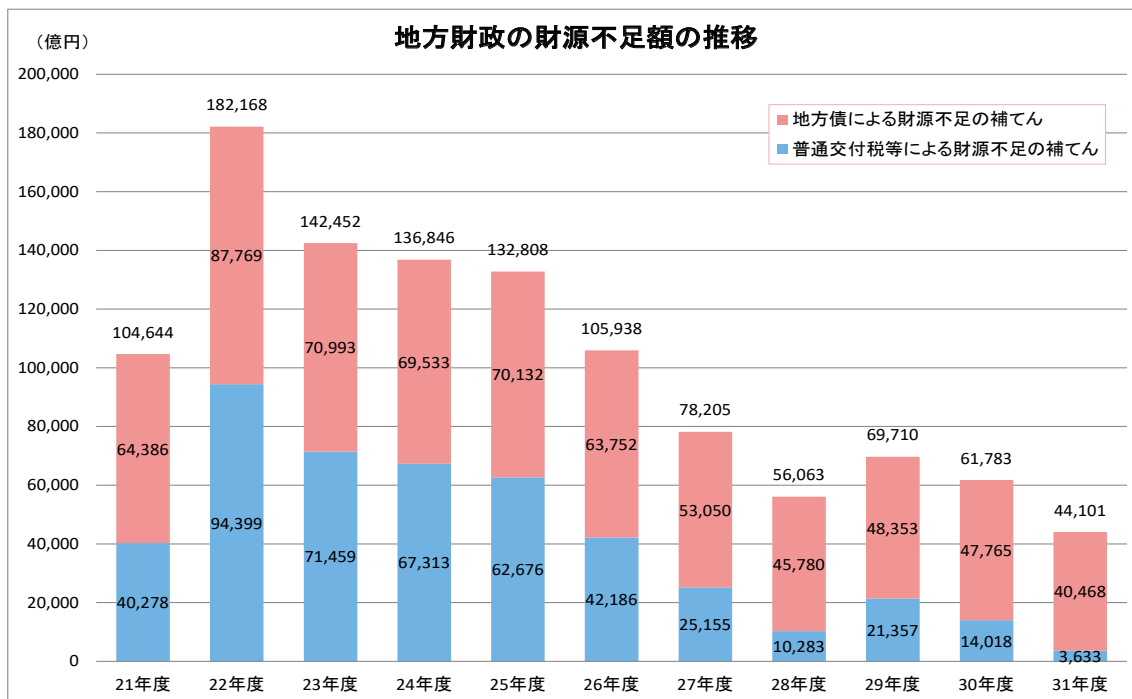


～2017(H29)年度	2018(H30)年度	2019(H31)年度	2020年度	2021年度
○トップランナー方式の推進				
H28から16業務(H29から2業務追加)について基準財政需要額の算定に反映開始	H29までに導入した18業務について、段階的な反映における見直しを実施 5業務について、導入を検討			
○まち・ひと・しごと創生事業費における成果の一層の反映				
地方創生の取組を一層促進するため、成果に応じた算定へ3年間かけて段階的にシフト				
○公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の推進				
施設類型ごとに個別施設計画の策定、総合管理計画の見直し・充実				
○公共施設等の集約化・複合化、長寿命化等の推進				
公共施設等適正管理推進事業債の活用による集約化・複合化、長寿命化等 (2018・2019年度に一部拡充)  (2021年度(一部2020年度)まで)				
○地方公会計の整備				
統一的な基準による財務書類等の整備	財務書類等の資産管理向上への活用を推進			
○地方財政の見える化（財政状況資料集への項目の追加）				
27年度決算から性質別・目的別の住民一人当たりコストを公表	将来負担比率との組合せ分析の導入等	地方単独事業（ソフト）の見える化		
○公営企業会計の適用の拡大				
人口3万人以上の団体の下水道事業（公共）、簡易水道事業は、H31までに公営企業会計を適用 左記以外の下水道事業、簡易水道事業は、H35までに公営企業会計を適用				
○公営企業の経営戦略の策定の推進				
公営企業の経営戦略の策定 (2018年度までに集中的に策定を推進)  (2020年度までに策定率100%)				

## 2 地方財政の財源不足と借入金残高

### (1) 地方財政の財源不足

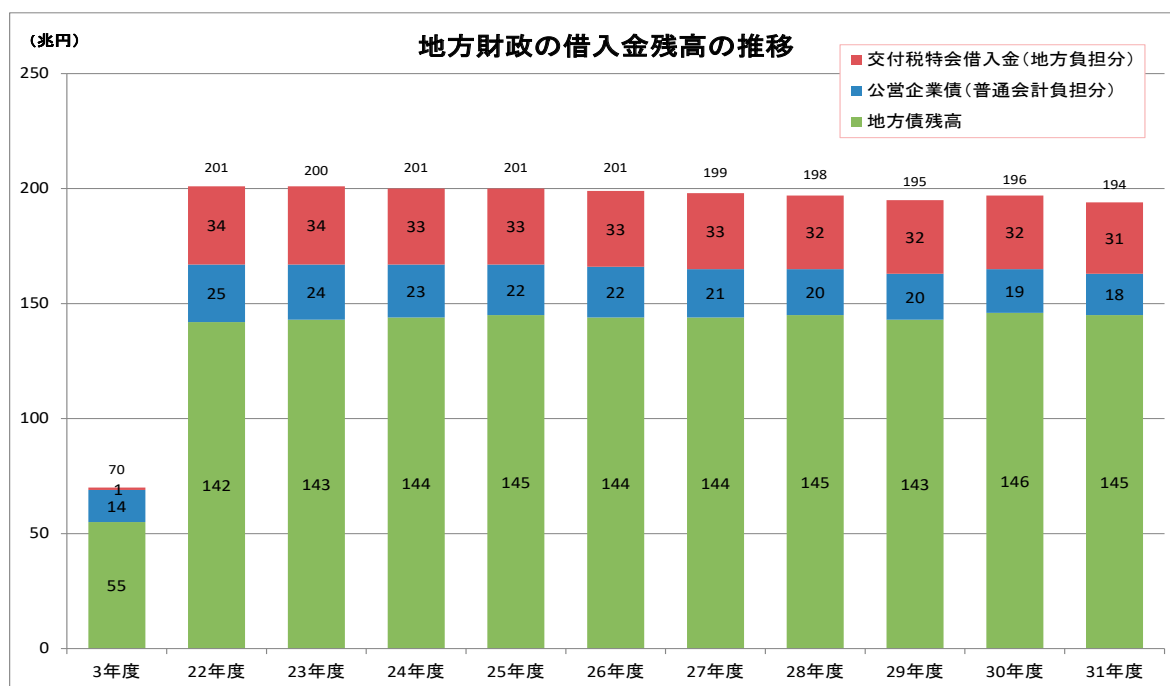
平成31年度は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が一定程度増加するとともに、国の取組と基調を合わせて歳出抑制を図ったが、社会保障関係費の増や公債費が高い水準で推移することなどにより、4.4兆円の財源不足となり、地方財政計画の約4.9%の見込み。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### (2) 地方財政の借入金残高

地方財政の借入金残高は、平成31年度末で194兆円（見込み）。減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度の2.8倍、124兆円の増。



※端数処理により合計が一致しない場合があります。

### 3 平成 31 年度地方財政対策

#### (1) 平成 31 年度地方財政計画

##### ポイント

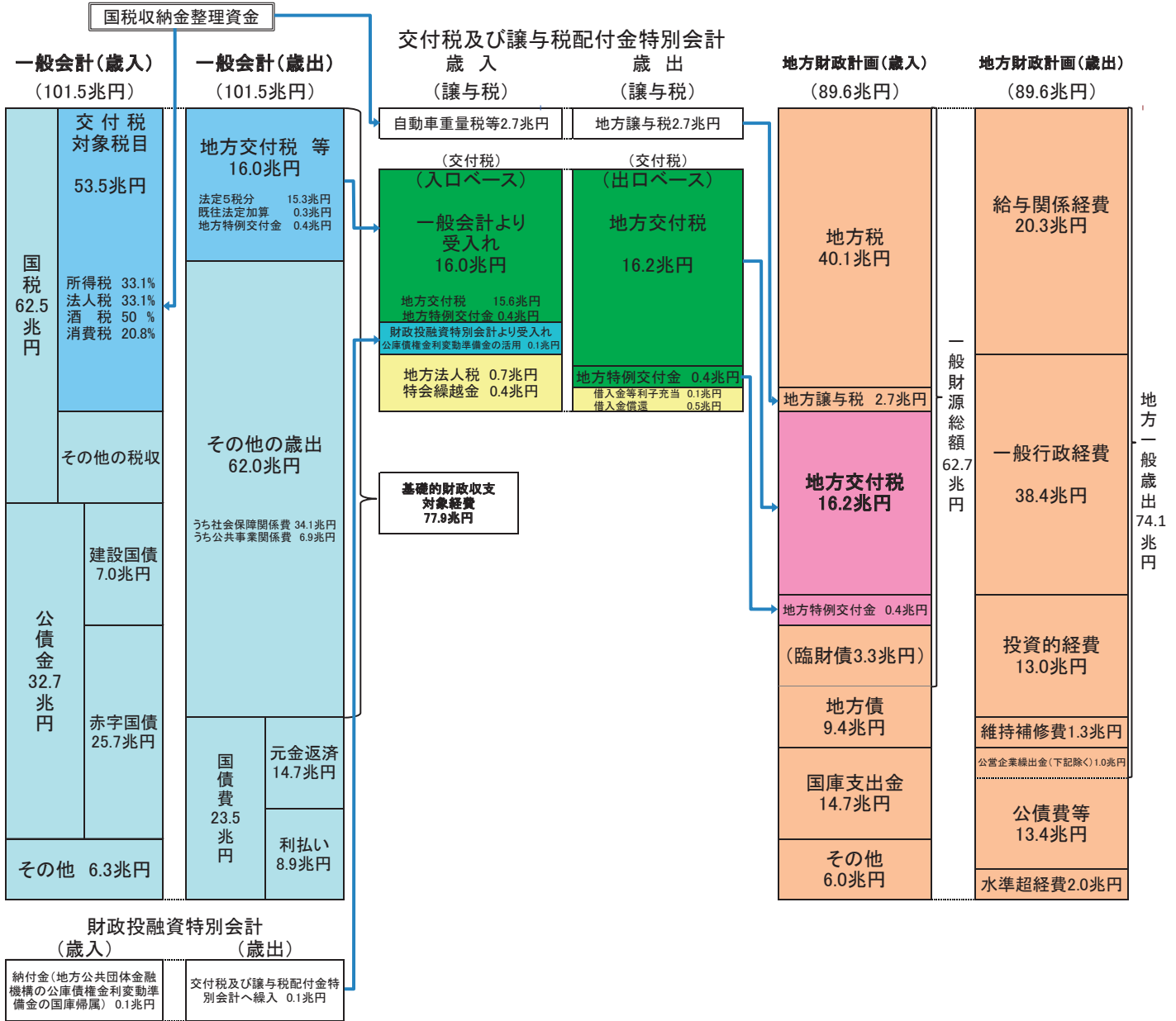
- 一般財源総額について、前年度を上回る 62.7 兆円を確保。
- 地方交付税（交付ベース）について 16.2 兆円を確保。臨時財政対策債を前年度比▲0.7 兆円抑制。
- 平成 31 年 10 月から実施する幼児教育の無償化に係る経費について、平成 31 年度の地方負担分を措置する臨時交付金を創設し、全額国費により対応
- 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収について、地方特例交付金により全額補填
- 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策に係る事業費 1.2 兆円を計上するとともに、地方単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、緊急自然災害防止対策事業費 0.3 兆円を計上。

歳入歳出の概要（通常収支分）（単位：兆円、%）

区 分		31 年度	30 年度	増減額	増減率
歳 入	地方税・地方譲与税等	43.3	42.2	1.2	2.7
	地方交付税	16.2	16.0	0.2	1.1
	国庫支出金	14.7	13.7	1.1	7.8
	地方債	9.4	9.2	0.2	2.3
	臨時財政対策債	3.3	4.0	▲0.7	▲18.3
	臨時財政対策債以外	6.2	5.2	0.9	18.0
	その他	6.0	5.9	0.1	1.7
	計	89.6	86.9	2.7	3.1
歳 出	一般財源 (水準超経費を除く)	62.7	62.1	0.6	1.0
	給与関係経費	20.3	20.3	0.0	0.1
	一般行政経費	38.4	37.1	1.4	3.7
	うち補助	21.5	20.2	1.2	6.2
	うち単独	14.2	14.1	0.1	0.8
	うちまち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち重点課題対応分	0.3	0.3	0.0	8.0
	公債費	11.9	12.2	▲0.3	▲2.4
	維持補修費	1.3	1.3	0.0	3.2
	投資的経費	13.0	11.6	1.4	12.0
	うち緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	0.3	-	0.3	皆増
	その他	4.5	4.4	0.2	4.0
計	89.6	86.9	2.7	3.1	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

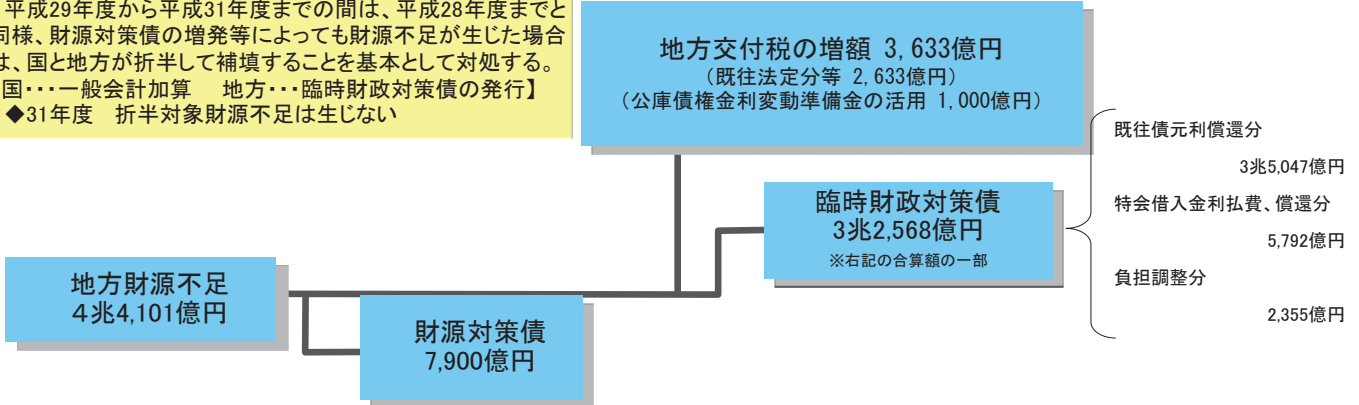
<国の予算と地方財政計画(通常収支分)との関係>



<財源不足の補填(4兆4,101億円の財源対策)>

【地方財源不足の補填措置 平成29~31年度】

平成29年度から平成31年度までの間は、平成28年度までと同様、財源対策債の増発等によっても財源不足が生じた場合は、国と地方が折半して補填することを基本として対処する。  
 【国...一般会計加算 地方...臨時財政対策債の発行】  
 ◆31年度 折半対象財源不足は生じない



## (2) 平成31年度地方債計画

## ポイント

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく補助事業等の着実な推進のため、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を創設することとし、6,084億円を計上。地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業を創設することとし、3,000億円を計上。
- 公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業において、長寿命化に係る事業の対象を拡大することとし、4,320億円を計上。

平成31年度地方債計画（通常収支分）（単位：億円、%）

項 目	31年度 計画額	30年度 計画額	差引	増減率
一 一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
うち一般	2,113	2,332	△ 219	△ 9.4
うち地域活性化	690	690	0	0.0
うち旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
うち緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
うち公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
うち緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
うち辺地対策	510	485	25	5.2
うち過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二 公営企業債	26,710	25,057	1,653	6.6
三 臨時財政対策債	32,568	39,865	△ 7,297	△ 18.3
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(281)	(276)	(5)	(1.8)
総 計	120,056	116,456	3,600	3.1

※ 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

(3) 平成31年度地方交付税

<平成31年度地方交付税総額の算定基礎>

- 地方交付税の総額は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%、地方法人税の全額の合算額と法定されています。
- 地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うことができるよう、一般財源の総額を62兆7,072億円（前年度比+1.0%）とし、前年度を上回る額を確保し、交付税の総額は16兆1,809億円と前年度比1,724億円増となりました。

(単位:億円、%)

区分	平成31年度 当初予算額 A	平成30年度			増減額		増減率		
		当初予算額 B	補正額 C	補正後 B+C D	A-B E	A-D F	E/B (%)	F/D (%)	
国 税	所得税(ア)	199,340	190,200	4,550	194,750	9,140	4,590	4.8	2.4
	法人税(イ)	128,580	121,670	1,290	122,960	6,910	5,620	5.7	4.6
	酒税(ウ)	12,710	13,110	-	13,110	△400	△400	△3.1	△3.1
	消費税(エ)	193,920	175,580	2,650	178,230	18,340	15,690	10.4	8.8
一 般 会 計	(ア)×33.1%	65,982	62,956	1,506	64,462	3,025	1,519	4.8	2.4
	(イ)×33.1%	42,560	40,273	427	40,700	2,287	1,860	5.7	4.6
	(ウ)×50%	6,355	6,555	-	6,555	△200	△200	△3.1	△3.1
	(エ)×20.8%	40,335	39,154	591	39,745	1,181	590	3.0	1.5
	小計 ①	155,232	148,938	2,524	151,462	6,294	3,770	4.2	2.5
	前々年度国税4税決算精算分	-	-	2,584	2,584	-	△2,584	-	皆減
	平成20、21、28年度補正予算精算分 ②	△2,355	△2,355	-	△2,355	-	-	-	-
	小計(法定率分等)	152,877	146,583	5,108	151,691	6,294	1,186	4.3	0.8
	既往法定加算等 ③	2,633	5,367	-	5,367	△2,734	△2,734	△50.9	△50.9
	臨時財政対策特例加算額 ④	-	1,655	-	1,655	△1,655	△1,655	皆減	皆減
計(一般会計繰入額) 〈入口ベース〉	155,510	153,606	5,108	158,714	1,904	△3,204	1.2	△2.0	
特 別 会 計	地方法人税法定率分 ⑤	6,876	6,533	103	6,636	343	240	5.3	3.6
	前々年度決算精算分	-	-	100	100	-	△100	-	皆減
	特別会計借入金償還額 } ⑥	△5,000	△4,000	-	△4,000	△1,000	△1,000	25.0	25.0
	特別会計借入金利子充当分 } ⑦	△792	△804	-	△804	12	12	△1.5	△1.5
	特別会計剰余金の活用 ⑧	-	750	-	750	△750	△750	皆減	皆減
	地方公共団体金融機構の公庫債権金利 変動準備金の活用 ⑨	1,000	4,000	-	4,000	△3,000	△3,000	△75.0	△75.0
	前年度からの繰越金	4,215	-	-	-	4,215	4,215	皆増	皆増
	翌年度への繰越金	-	-	△4,215	△4,215	-	△4,215	-	皆減
計(一般会計繰入額含む) 〈出口ベース〉	161,809	160,085	1,096	161,181	1,724	628	1.1	0.4	
地 方 交 付 税	総額	161,809	160,085	1,096	161,181	1,724	628	1.1	0.4
	普通交付税	152,100	150,480	-	150,480	1,620	1,620	1.1	1.1
	特別交付税	9,709	9,605	-	9,605	104	104	1.1	1.1

(注) 1 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所があります。

2 消費税に乘じる率について平成30年度は22.3%です。

(参考) 震災復興特別交付税4,049億円

○地方交付税総額の積算

- ①平成31年度における国税四税の収入見込額の一定率分【加算】
  - ②平成20・21・28年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分【控除】
  - ③国の一般会計における加算(既往法定分等)【加算】
  - ④臨時財政対策特例加算分【加算】
- 以上①～④の合算額が一般会計からの繰入額(いわゆる入口ベース)
- ⑤地方法人税の法定率分【加算】
  - ⑥交付税特別会計における借入金等の償還額、利子支払額【控除】
  - ⑦交付税特別会計における剰余金【加算】
  - ⑧地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用【加算】
- 以上①～⑧の合算額が、平成31年度において地方団体に交付される地方交付税の総額(いわゆる出口ベース)

## <平成 31 年度普通交付税の算定方法の主な改正>

### I 「まち・ひと・しごと創生事業費」に対応した算定

地方財政計画に計上することとされている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）のうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、平成 29 年度から 3 年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ 1,000 億円シフト。平成 31 年度は「取組の必要度」に応じて 4,000 億円程度（市町村分 2,670 億円程度）、「取組の成果」に応じて 2,000 億円程度（市町村分 1,330 億円程度）を算定。

また、「地域の元気創造事業費」の算定においては、平成 29 年度から 3 年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ 1,000 億円シフト。平成 31 年度は「行革努力分」として 2,000 億円程度（市町村分 1,500 億円程度）、「地域経済活性化分」として 1,900 億円程度（市町村分 1,425 億円程度）を算定。

これらの算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等へ配慮。

### II 「トップランナー方式」等を反映した算定

トップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組）について、平成 31 年度においては、平成 28 年度に導入した 16 業務のうち 2 業務及び平成 29 年度に導入した 2 業務について、段階的な反映における 3 年目又は 4 年目の見直しを実施することとされているとともに、本庁舎清掃等の 9 業務について、引き続き、小規模団体において民間委託等が進んでいない状況を踏まえて算定。

また、基準財政収入額の算定に用いる徴収率の見直し（上位 3 分の 1 の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定）については、段階的な反映における 4 年目の見直しを実施。

### III 消費税・地方消費税の引上げに伴う算定

消費税・地方消費税の引上げに伴う社会保障の充実分及び人づくり革命分の地方負担額について、基準財政需要額に 100%算入。また地方消費税の引上げによって財政力格差が拡大しないようにするため、地方消費税引き上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、当面 100%算入。ただし、人づくり革命分のうち幼児教育の無償化については、初年度に要する経費の地方負担分を子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）により全額措置することとしており、基準財政需要額には算入しない。また、無償化が開始する平成 31 年 10 月以降の就園奨励費に相当する給付に係る地方負担分については、新しい負担割合に基づき基準財政需要額に算入。

### IV 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく児童虐待防止対策の強化に対応した算定

児童虐待防止対策の強化を図るため、190 億円程度を算定。

### V 公立小中学校等の冷房設備に係る光熱水費の算定

公立小中学校等の冷房設備に係る光熱水費として 69 億円程度を算定。

### VI 森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費に対応した算定

森林環境譲与税（仮称）を財源として実施する森林整備等の経費に対応し、200 億円程度を算定。

## 4 平成 31 年度税制改正大綱 (平成 30 年 12 月 21 日閣議決定) \* 市町村税関係の主なもの

- (1) 軽自動車におけるグリーン化特例 (軽課) の見直し [軽自動車税種別割]  
 ○ 現行のグリーン化特例についての適用期限を 2 年延長する。  
 ○ H33. 4. 1~H35. 3. 31 の取得に係るグリーン化特例の適用対象を、電気自動車等に限定する。(自家用乗用車のみ)
- (2) 環境性能割の臨時的軽減 [軽自動車税環境性能割]  
 消費税率引上げに伴う需要平準化対策の一環として、H31. 10. 1~H32. 9. 30 の取得に係る環境性能割について、税率 1 %分を軽減する。(自家用乗用車のみ)
- (3) 住宅ローン減税措置の対象期間の延長 [個人住民税]  
 消費税率引上げに伴う需要平準化対策の一環として、住宅ローン控除の拡充により延長された控除期間 (11 年目~13 年目) においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内において、個人住民税額から控除する。(H31. 10. 1~H32. 12. 31 の居住に限る)
- (4) 子どもの貧困に対応するための非課税措置 (平成 33 年度分~) [個人住民税]  
 事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が 135 万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。
- (5) ふるさと納税制度の見直し [個人住民税]  
 過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税 (特例控除) の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。  
 ≪見直し後の制度の基本的枠組み≫ (H31. 6. 1 以後に支出された寄附金)  
 ◇総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税 (特例控除) の対象として指定する。  
 ① 寄附の募集を適正に実施する地方公共団体  
 ② (①の団体で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体  
 ・返礼品の返礼割合を 3 割以下とすること  
 ・返礼品を地場産品とすること
- (6) 森林環境税 (仮称) 等の法制化  
 平成 30 年度税制改正で決定された以下の具体的内容について法制化する。

### ○森林環境税 (仮称) の創設 (平成 36 年度~)

納税義務者等	国内に住所を有する個人に対して、年額 1,000 円を課する国税
賦課徴収等	市町村が個人住民税と併せて賦課徴収し、都道府県を経由して交付税及び譲与税配付金特別会計に直接払込み

### ○森林環境譲与税 (仮称) の創設 (平成 31 年度~)

譲与総額	森林環境税 (仮称) の収入額 (全額) に相当する額 (注)
譲与基準	総額の 9 割に相当する額を私有林人工林面積 (5/10)、林業就業者数 (2/10)、人口 (3/10) で按分 ※私有林人工林面積は林野率により補正
使 途	森林整備及びその促進に関する費用

(注) 平成 35 年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応

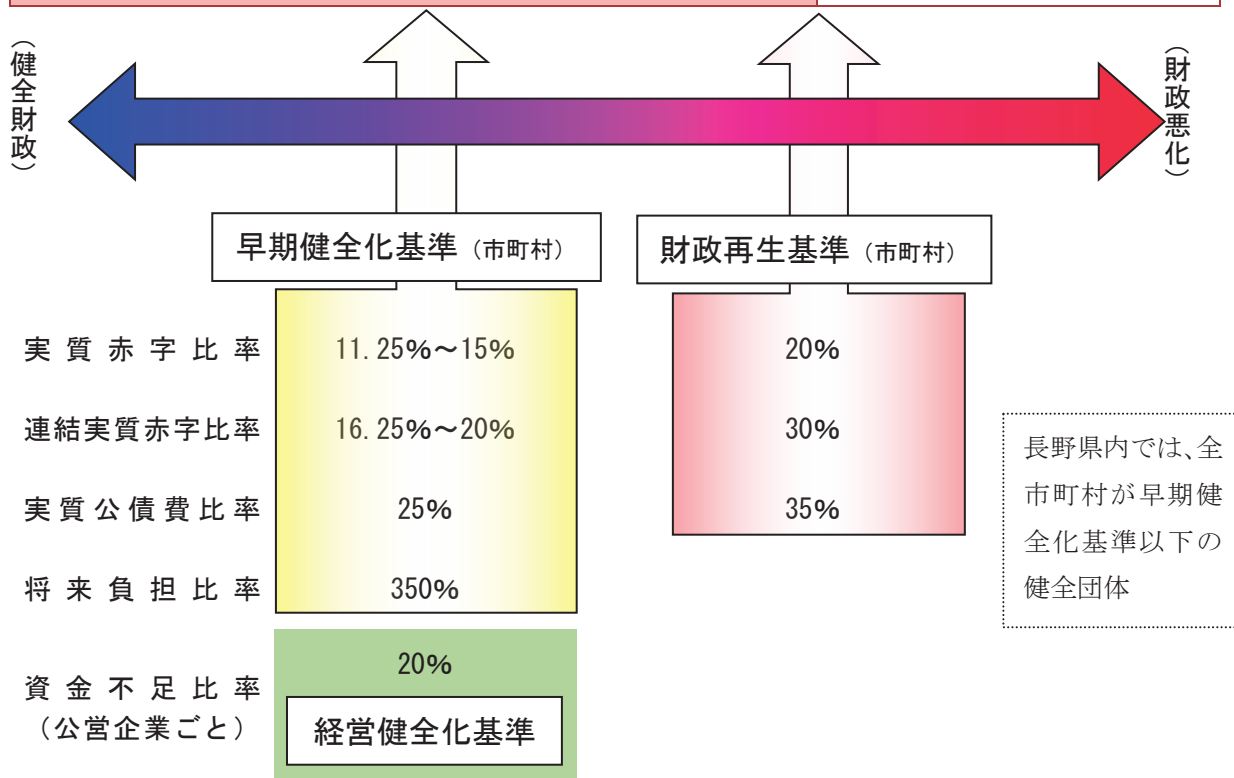


## 5 財政の健全化

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を議会に報告し、公表しています。
- 健全化判断比率が一定の基準を超えた団体は、財政の早期健全化（又は財政の再生）のための計画を策定し、財政健全化（又は財政再生）に取り組みます。

（財政健全化法による制度の概要）

健全段階	財政の早期健全化段階	財政の再生段階
<p>◆ 指標の整備と情報開示の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率</li> <li>⇒ 監査委員の審査に付し議会に報告し公表</li> </ul>	<p>◆ 自主的な改善努力による財政健全化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政健全化計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け</li> <li>・ 実施状況を毎年度議会に報告し公表</li> <li>・ 早期健全化が著しく困難なときは総務大臣又は知事が必要な勧告</li> </ul>	<p>◆ 国等の関与による確実な再生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政再生計画の策定（議会の議決）、外部監査の要求の義務付け</li> <li>・ 財政再生計画は総務大臣に協議し同意を求めることができる（同意が無い場合は、災害復旧事業等を除いて地方債の起債を制限）</li> <li>・ 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告</li> </ul>
<p><b>公営企業の経営の健全化</b></p>		



## 6 公共施設等の老朽化対策

### (1) 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の策定促進

**背景**

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要がある。

各地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うため、「公共施設等総合管理計画」の策定が必要。さらに、同計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるため、「個別施設計画」の策定が必要。

**公共施設等総合管理計画の策定**（平成26年4月22日付け総務大臣通知により策定要請）※平成26～28年度の3年間で策定

**<公共施設等総合管理計画の内容>**

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、**所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針**を定めるもの。

**<公共施設等総合管理計画の策定状況>**

平成29年9月末時点において、都道府県及び指定都市は全団体、市区町村においても99.4%の団体において策定が完了。

**【取組の推進イメージ】**

公共施設等の管理

- 長期的視点に立った老朽化対策
- 適切な維持管理・修繕の実施
- トータルコストの縮減・平準化
- 計画の不断の見直し・充実

まちづくり

- PPP・PFIの活用
- 将来のまちづくりを見据えた検討
- 議会・住民との情報及び現状認識の共有

国土強靱化

- 計画的な点検・診断
- 修繕・更新の履歴の集積・蓄積
- 公共施設等の安全性の確保
- 耐震化の推進

**個別施設計画の策定**（「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画」を踏まえて策定）※平成32年度までに策定

**<個別施設計画の内容>**

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、**点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期**を定めるもの。

※ 維持管理・更新等に係る対策  
 次の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等

**【インフラ長寿命化計画の体系】**

インフラ長寿命化基本計画  
（平成23年11月閣議決定）

（行動計画）【国】      （行動計画）【地方】

各府庁が策定  
（平成23年度までに策定）

公共施設等総合管理計画  
（平成28年度までに策定するよう要請）

（個別施設計画）【国】      （個別施設計画）【地方】

道路 河川 学校      道路 河川 学校

（平成32年度までに策定）      （平成32年度までに策定）

（出典：総務省資料）

### (2) 県内市町村における公共施設等総合管理計画の策定状況

平成28年度までに77市町村で策定済み。（個別施設計画に基づく中長期的な対策効果を反映した経費見込みについては、平成33年度までに記載する。）

### (3) 個別施設計画の概要

公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画（平成32年度までに策定）

《インフラ長寿命化基本計画に定める個別施設計画の記載事項》

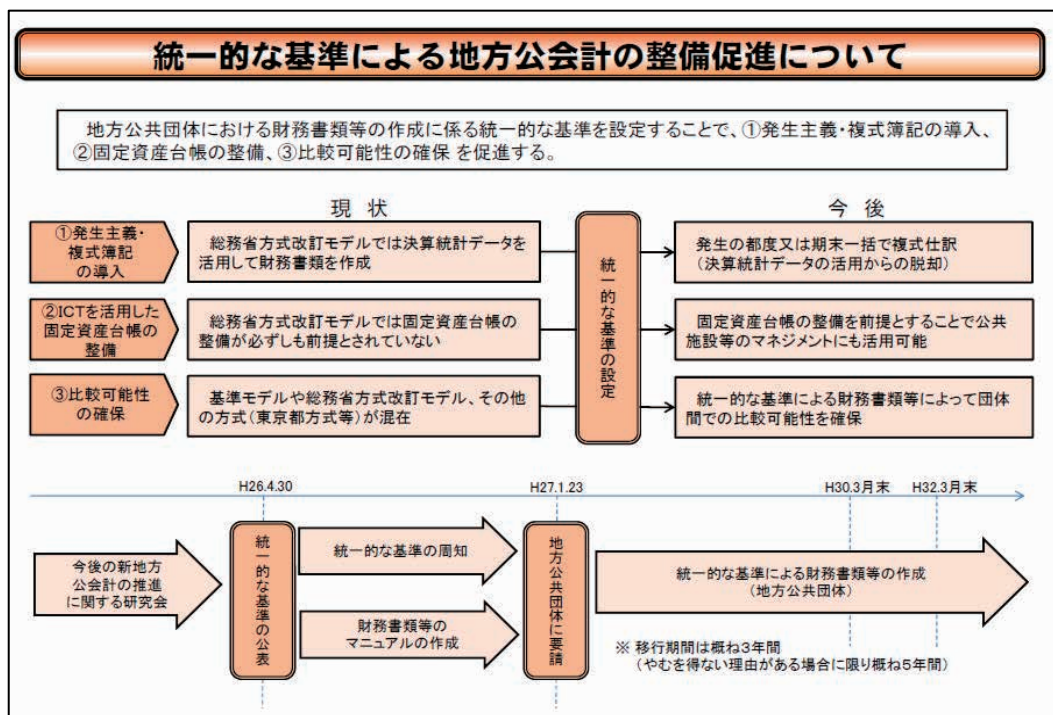
- (1) 対象施設：道路や学校といった施設類型ごとに計画を策定
- (2) 計画期間：施設の定期点検サイクル等を考慮の上設定
- (3) 対策の優先順位の考え方：個別施設の状態、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化
- (4) 個別施設の状態等：個別施設の状態について施設毎に整理
- (5) 対策内容と実施時期：次の点検・修繕・更新、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理
- (6) 対策費用：計画期間内に要する対策費用の概算を整理

- 10 -

I 地方財政を取り巻く状況

## 7 地方公会計

### (1) 統一的な基準による地方公会計

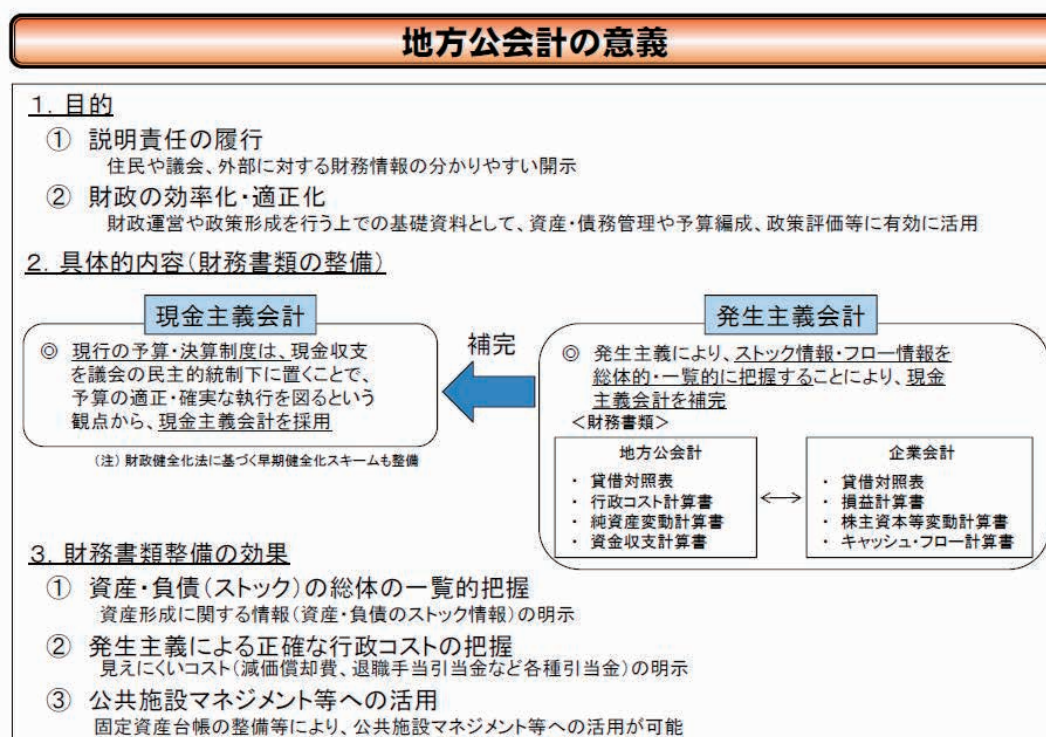


(出典：総務省資料)

### (2) 県内市町村における統一的な基準による財務書類の作成状況等

平成 29 年度決算に係る統一的な基準による一般会計等財務書類を 77 市町村が作成済み。

### (3) 地方公会計の意義



(出典：総務省資料)